

事業方法書

(2024年9月改定)



JAPAN P&I CLUB

日本船主責任相互保険組合

目 次

事業方法書

3～10

第1章 事業経営の地域及び保険の目的又は保険契約の目的の範囲

第1条	(事業経営の地域)	3
第2条	(保険契約の目的の範囲)	3

第2章 従たる事務所及びその他の事務所の権限に関する事項

第3条	(従たる事務所の権限)	3
第3条の2	(その他の事務所の権限)	3

第3章 保険金額及び保険期間の制限

第4条	(保険金額の制限)	3
第5条	(保険期間の制限)	4

第4章 保険契約締結に関する事項

第6条	(保険契約規程)	4
第7条	(保険契約締結の手続)	4
第8条	(保険契約締結の媒介にかかる手数料の支払い)	5

第5章 保険料の收受、保険料の支払及び保険料の払戻その他の返戻金に関する事項

第9条	(保険料の收受)	5
第10条	(保険金の支払)	5
第11条	(保険料の払戻)	5

第6章 加入申込書、保険証券及び添付書類の様式

第12条	(加入申込書及び保険証券)	6
------	---------------	---

第7章 再保険に関する事項

第13条	(再保険)	7
------	-------	---

第8章 保険契約の特約に関する事項

第14条	(保険契約の特約)	7
------	-----------	---

第9章 剰余金の分配に関する事項

第15条	(剰余金の分配)	7
------	----------	---

第10章 財産利用に関する事項

第16条	(財産利用の方法)	8
------	-----------	---

第17条	(財産利用の割合)	9
------	-----------	---

第11章 保険契約規程・特約の届出に関する事項

第18条	(保険契約規程・特約の届出)	9
------	----------------	---

第12章 理事会による常務会に対する権限の委譲

第19条	(理事会による常務会に対する権限の委譲)	10
------	----------------------	----

事業方法書

第1章 事業経営の地域及び保険の目的又は保険契約の目的の範囲

第1条（事業経営の地域）

事業経営の地域は、日本国及び諸外国とする。

第2条（保険契約の目的の範囲）

組合が行う相互保険たる損害保険の保険契約の目的の範囲は、組合員及び出資者等（船主相互保険組合法に定める出資等を行う者をいう。以下同じ。）の木船以外の船舶の運航に伴って生じる自己の費用及び責任に関するものとする。

第2章 従たる事務所及びその他の事務所の権限に関する事項

第3条（従たる事務所の権限）

従たる事務所は、次の事項を除くほかは主たる事務所と同一の権限を有する。

- (1) 保険料率の決定、支払保険金の決定その他理事会の権限とされた事項（組合の常務に関する事項として常務会、常務理事、部長その他の役職員に委譲された事項を除く。）
- (2) 組合員総会及び理事会の招集その他定款に別段の定めのある事項
- (3) その他主たる事務所が指示した事項

第3条の2（その他の事務所の権限）

出張所、駐在員事務所その他の事務所に対しては、前条の権限を付与しないものとし、業務はすべて主たる事務所又は所管の従たる事務所からの指示により行うものとする。

第3章 保険金額及び保険期間の制限

第4条（保険金額の制限）

組合が正味保有する保険金額の最高限度は、一契約一事故につき 30 億円とする。

第 5 条（保険期間の制限）

- 1 保険期間は、1 か年を超えない期間とし、個々の契約については、承諾証記載の通りとする。
- 2 保険契約は、次の場合を除き、順次翌保険期間に継続するものとする。
 - (1) 組合員が定款第 13 条の規定により脱退したとき。
 - (2) 組合員が保険契約規程の規定により保険契約を解約したとき。
 - (3) 組合が保険契約規程の規定により保険契約を解除したとき。
 - (4) 前各号のほか、組合が保険契約の継続を拒否することにつき正当な理由があると判断し、1 か月前までの予告によりその旨を組合員又は出資者等に通知したとき。
 - (5) 組合員又は出資者等が保険期間の満了する 1 か月前までに保険契約を継続しない旨を組合に通知したとき。

第 4 章 保険契約締結に関する事項

第 6 条（保険契約規程）

組合は、組合員又は出資者等との保険契約の内容を定めるものとして、保険契約規程を設ける。本第 3 章（保険金額及び保険期間の制限）乃至第 8 章（保険契約の特約に関する事項）の規定は、出資者等に準用することができる。

第 7 条（保険契約締結の手続）

- 1 組合員との保険契約については、定款及び保険契約規程に規定するところに従い、これを締結するものとする。
- 2 組合に加入し、保険契約を締結しようとする者は、所定の加入申込書に組合員としての資格に関する事項、出資口数、保険の目的である船舶（船舶法及びその他の法律に規定する木船以外の船舶で組合が認めたもの。以下「加入船舶」という。）その他の所定の事項を記載し、署名若しくは記名なつ印して申し込み、組合の承諾を得て、その引き受けた出資の全額を払い込み、又は組合員の持分の全部若しくは一部の譲渡を受け、かつ、保険料の全部若しくは一部の払い込みを終了したとき、組合との間に保険契約が成立し、組合員となる。
- 3 組合員が保険契約を締結しようとするときは、所定の保険契約申込書に加入船舶その他所定の事項を記載し、署名若しくは記名なつ印して申し込み、組合の承諾を得て、保険料の全部又は一部を払い込まなければならない。

- 4 前各項の場合において、組合は所定の事項を組合員名簿に登録し、新たに組合に加入した者に対してはその保険契約が成立し組合員となったことを、また新たに保険契約を締結した組合員に対してはその保険契約が成立したことを承諾証により通知する。
- 5 承諾証には組合の代表理事が記名なつ印し、かつ、組合印を押印する。
- 6 出資者等が保険契約を締結しようとするときは、所定の保険契約申込書に加入船舶その他所定の事項を記載し署名若しくは記名なつ印して申し込み、組合の承諾を得て、保険料の全部又は一部の払込みを終了したとき組合との間に保険契約が成立する。

第8条（保険契約締結の媒介にかかる手数料の支払い）

- 1 組合は、保険業法に基づき内閣総理大臣の登録を受けている保険仲立人又は外国の法令に準拠して外国において保険仲立人の行う保険契約の締結の媒介に相当する業務を行う者（以下「保険仲立人等」という。）が、前条第2項及び第3項に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合において、当該保険仲立人等に対し手数料を支払うことができる。
- 2 組合が支払う手数料の額及び支払方法は次によることとする。
 - (1) 手数料の額は、組合と当該保険仲立人等との契約で定めるものとする。
 - (2) 組合は、保険仲立人等が媒介した保険契約に係る保険料の全額を収受し、手数料は別途支払う。ただし、組合と当該保険仲立人等があらかじめ別途取り決めた場合は、この限りではない。

第5章 保険料の収受、保険料の支払及び保険料の払戻 その他の返戻金に関する事項

第9条（保険料の収受）

- 1 保険料は、保険契約の種類により、1回又は数回（ただし、4回以内）に分割して組合が定める支払期日に払い込むものとする。ただし、払込日については、これと異なる取扱いをすることができる。
- 2 組合は、保険料の未払部分がある組合員に対して保険金を支払う場合には、支払保険金から未払保険料の全部又は一部を相殺することができる。

第10条（保険金の支払）

組合員が所定の手続きを経て保険金を請求したときは、組合は、その提出された諸証書によって査定し、理事会の審議を経て支払う。ただし、組合が必要であると認めたときは、事前に適任者に実情を調査させ、又は公正な第三者の意見をきくことができる。

第11条（保険料の払戻）

組合は、次に掲げる場合には、その期間に対応する保険料のうち保険契約規程に規定する額を払い戻す。

- (1) 加入船舶が積荷を積載しない状態で同一の安全な港又は場所に引続き 30 日以上（開始の日から終了の日までの日数から 1 日を控除した日数）停泊し休航したとき。
- (2) 保険期間の中途において保険契約が解約又は解除された場合で、未経過保険料があるとき。

第 6 章 加入申込書、保険証券及び添付書類の様式

第 12 条（加入申込書及び保険証券）

- 1 加入申込書、保険契約申込書、加入承諾証及び保険契約承諾証（英文を含む。）には、次の事項を記載又は記録する。加入承諾証及び保険契約承諾証（英文を含む。）は、組合員の選択により、書面又は電磁的方法で発行する。

- (1) 加入申込書

- イ 申込日

- ロ 申込人の氏名、名称又は商号及びその組合員としての資格に関する事項

- ハ 保険の目的である船舶

- ニ 適用する保険料率及び特別条項を決定するために必要な事項

- ホ 保険金額又は保険金額を定めない契約についてはその旨

- ヘ 保険期間の始期及び終期

- ト 出資口数

- (2) 保険契約申込書

- 前号イからヘまでの事項

- (3) 加入承諾証

- イ 組合員の氏名、名称又は商号

- ロ 保険の目的である船舶

- ハ 適用する保険料率

- ニ 特別条項を定めたときはその条項

- ホ 保険金額又は保険金額を定めない契約についてはその旨

- ヘ 保険期間の始期及び終期

- ト 保険料、払込方法、期限及び場所

- チ 保険契約の年月日

- リ 承諾証の作成年月日

- ヌ 出資、払込方法、期限及び場所

ただし、ハ及びトの事項は組合員より記載又は記録を要しない旨の請求があった場合には、加入承諾証に記載又は記録しないことができる。

(4) 保険契約承諾証

前号イからリまでの事項

ただし、ハ及びトの事項は組合員より記載又は記録を要しない旨の請求があった場合には、保険契約承諾証に記載又は記録しないことができる。

- 2 保険契約承諾証は、これをもって保険証券に代わるものとする。

第7章 再保険に関する事項

第13条（再保険）

- 1 組合は、再保険の授受を行うことができる。
- 2 組合は、他の保険者から再保険の申込みがあった場合、その諸条件を精査して適当と認めたときは、理事会の決議を得てこれを引き受けることができる。
- 3 組合と再保険を行う者は、資産、信用及び営業状態の確実良好と認められる者に限るものとし、その選択及び再保険料率、再保険手数料その他の再保険の条件は理事会の決議による。

第8章 保険契約の特約に関する事項

第14条（保険契約の特約）

- 1 組合は、組合員から申込みがあったときは、定款第44条第1項の規定に基づき、保険契約規程第2章に規定するてん補の範囲を拡張又は制限した特約を設けることができる。ただし、必要ある場合には、保険料の調整をすることができる。
- 2 組合は、定款第44条第2項の規定に基づき、保険契約規程及び前項の特約と異なる特殊な条件による保険契約を締結することができる。

第9章 剰余金の分配に関する事項

第15条（剰余金の分配）

- 1 組合は、定款第48条に規定するところにより剰余金の分配をする。
- 2 剰余金の分配額を計算するに当たっての事業費分担額は、当該組合員の加入船舶隻数の総組合員の加入船舶隻数に対する割合を事業費に乗じて得た額とする。

- 3 第1項の分配は、事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除した額）から次に掲げる金額を控除して得た額を限度とする。
- イ 出資の総額
- ロ 損失てん補準備金（当該事業年度に積み立てなければならない額を含む。）
- ハ 株式等評価差額金（零以上である場合に限る。）

第10章 財産利用に関する事項

第16条（財産利用の方法）

- 1 組合の財産は、次に掲げる方法により利用するものとし、その詳細については、別に定める内部規定に基づくものとする。
- (1) 預金（譲渡性預金を含む。）又は貯金
- (2) コールローン
- (3) 円建銀行引受手形及びコマーシャル・ペーパー
- (4) 金銭信託又は貸付信託受益証券
- (5) 国債、地方債、特別法人債（特別の法令により法人の発行する債券及び特別の法令により設立された法人の発行する債券をいう。以下同じ。）又は社債
- (6) 株式
- (7) 外国有価証券
- (8) 第5号及び第7号に掲げる有価証券及び貸付信託受益証券を担保とする貸付又は銀行の保証による貸付
- (9) 抵当証券
- (10) 投資信託受益証券
- (11) 現先取引
- (12) 不動産
- (13) 先物為替予約
- (14) 前各号のほか金融庁長官の確認を受けた方法
- 2 前項第4号の金銭信託又は貸付信託受益証券は、資産及び信用の確実な銀行又は信託会社を受託者とするものとする。
- 3 第1項第5号の社債は、償還及び利子の支払いの遅延のない物上担保付又は一般担保付のもの及び信用ある格付機関からA格以上の格付を取得しているものとする。
- 4 第1項第6号の株式は、転換社債の株式に転換されたものに限る。ただし、当該株式は、転換後遅滞なく売却するものとする。
- 5 第1項第7号の外国有価証券は、外国の政府、政府系機関、地方公共団体、国際機関及び事業会社が発行する債券をいう。事業会社の発行する債

券は、信用ある格付機関からA格以上の格付を取得しているものとする。

- 6 第1項第8号の貸付は、債務者の信用が確実であると認めたものに対し、確実な担保を徴したうえ貸し付けるものとする。この場合の貸付期間は、最長1か年を限度とし、又、貸付金額は、銀行の保証によるものを除き、貸付時の担保価額の10分の9以内とする。
- 7 第1項第11号の現先取引の対象とする証券等は第16条第1、3、5及び7の各号に掲げるものに限る。
- 8 第1項第12号の不動産は、事業用又は従業員の福利厚生用として使用するものに限る。
- 9 第1項第13号の先物為替予約は、為替変動リスクを減殺する目的のものに限る。

第17条（財産利用の割合）

組合は、総資産に対し、次の割合を超えて財産を利用することはできない。ただし、特別の事情により金融庁長官の確認を受けた場合は、この限りでない。

- | | | |
|---|---------------|-------|
| (1) 同一の銀行又は信託会社に対する預金、金銭信託及び貸付信託受益証券を通算 | | 10分の2 |
| (2) コールローン | 総額に付 | 10分の2 |
| (3) 特別法人債 | 総額に付 | 10分の3 |
| (4) 不動産 | 総額に付 | 20分の1 |
| (5) 貸付（抵当証券を含む） | 各債務者に付 | 20分の1 |
| | 総額に付 | 10分の1 |
| (6) 社債 | 総額に付 | 10分の3 |
| (7) 円建銀行引受手形及びコマーシャル・ペーパーを通算 | | 10分の1 |
| (8) 投資信託受益証券 | 総額に付 | 10分の2 |
| | うち株式投資信託は総額に付 | 10分の1 |
| (9) 外国有価証券 | 総額に付 | 10分の5 |
| (10) 現先取引 | 総額に付 | 10分の1 |

第11章 保険契約規程・特約の届出に関する事項

第18条（保険契約規程・特約の届出）

- 1 組合は、保険契約規程の内容を変更する場合又は定款第44条第2項により特殊な条件による保険契約を締結する場合は、事前に金融庁長官に届け出ることとする。
- 2 前項の届出の結果、届出日より30日以内に金融庁長官が問題点を指摘し、変更又は引受の停止を助言又は勧告したときは、組合は、変更の届出を行うか又は引受けを行わないこととする。ただし、当該期間内に金

融庁長官が問題点がないことを表明したときは、その時から行うことができる。

第 12 章 理事会による常務会に対する権限の委譲

第 19 条（理事会による常務会に対する権限の委譲）

理事会は、定款第 24 条第 4 項の規定に基づき、本事業方法書において理事会の権限とされた事項のうち、理事会規則に定める事項その他の組合の常務に関するものの権限を事務局理事により組織する常務会に委譲することができ、常務会はさらにかかる権限を常務理事、部長その他の役職員に委譲することができる。